

社会福祉法人やまゆり会理事等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人やまゆり会（以下「この法人」という。）の定款第8条、第22条及びその他の規定により設置された委員会等の者（以下「理事等」という。）の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、賞与その他の法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

(年間報酬総額)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間850万円以内とする。

2 この法人の全監事の報酬総額は、年間20万円以内とする。

(理事長の報酬等)

第5条 理事長の報酬及び費用弁償は、別表1のとおりとし、就職の月から退職の月まで支給する。

ただし、退職の日の属する月の途中で再任された場合には、再任にかかる月分の報酬は支給しない。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第6条 理事が理事会に出席したときは、別表2により1日分の報酬及び費用弁償を支払うことができる。

なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第7条の報酬はこれを支払わないものとする。ただし、費用弁償は、実態に応じて支給する。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表2により1日分の報酬及び費用弁償を支払うことができる。

(理事の勤務報酬等)

第7条 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表3により報酬及び費用弁償を支払うことができる。

(監事の報酬等)

第8条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表2により1日分の報酬及び費用弁償を支払うことができる。

なお、理事会に出席し、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、第2項の報酬及び費用弁償はこれを支払わないものとする。ただし、費用弁償は、実態に応じて支給する。

2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表3により報酬及び費用弁償を支払うことができる。

(その他の規定により設置された委員会等の者の報酬等)

第9条 その他の規定により設置された委員会等の者が、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表3により報酬及び費用弁償を支払うことができる。

(費用弁償)

第10条 この法人は、理事等がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

2 理事等が、法人業務のため出張する場合は、社会福祉法人やまゆり会役員、評議員及び職員旅費規程（平成13年9月18日）により出張旅費等を支給することができる。

(兼務役員)

第11条 施設の職員を兼務する役員は、施設等の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(役員職務証跡)

第12条 役員は、法人職務証跡資料として、業務報告書及び出勤簿（職務証跡）の作成に協力するものとする。

(報酬等の支給日)

第13条 理事等の報酬等(旅費を除く。)及び旅費は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第14条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、理事長には本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第15条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第16条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補則)

第17条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定

【費用弁償規程】

めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成13年9月14日から施行する。
- 2 この規程は、平成15年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、平成16年3月1日から施行する。
- 4 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月18日）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年6月20日）

この規程は、平成29年6月20日（評議員会の議決日）から施行し、平成29年4月1日から適用する。

別表1

区 分	報酬月額	費用弁償
理事長	70,000円	社会福祉法人やまゆり会役員、評議員及び職員旅費規程（平成13年9月18日）による車賃を支給する。

別表2 （出席報酬日額）

名 称	職 務	報 酬	費用弁償
理事会出席報酬等	理 事	5,000円	社会福祉法人やまゆり会役員、評議員及び職員旅費規程（平成13年9月18日）による車賃を支給する
	監 事	5,000円	
評議員会出席報酬等	評議員	5,000円	
	理 事	5,000円	
	監 事	5,000円	

別表3（勤務報酬等）

名 称	報 酬	費用弁償	備考
理事業務報酬等（日額）	5,000円	社会福祉法人やまゆり会役員、評議員及び職員旅費規程（平成13年9月18日）による車賃を支給する	職員との兼務がない場合
監事監査指導報酬等（日額）	5,000円		
その他の規定により設置された委員会等の者の報酬等（日額）	2,000円		